

「教会合同」および「復帰」の 問題の考察 (2)

— 八代主教の資料を中心として —

藤 間 繁 義

4. 合同問題の進展

聖公会の「合同問題」は、既に述べた如く、日本聖公会という既存の宗教団体を二分する重大問題であった。「日本聖公会百年史」が、その主要な資料として挙げている戦後の日本聖公会教務院長故西村敬太郎司祭による「日本聖公会の試練、嵐の跡を顧みて」¹⁾の中では、日本聖公会の中の合同しないで、「聖公教会」として、聖公会綱憲の教旨を掲げて昭和17年3月3日付で認可を受けた教会 145 の教会名を列記しており²⁾、下表の如くである。

東京教区内(教会数 12)

芝聖公教会	(聖アンデレ教会)	野 瀬 秀 敏
東京聖三一教会	(東京聖三一教会)	秋 山 基 一
牛込聖公教会	(聖バルナバ教会)	岡 墻 清 蔵
真光教会	(真光教会)	西 村 敬太郎
三ツ木教会	(聖マリア教会)	中 島 修
永住聖公教会	(渋谷聖公会・聖ミカエル教会)	岸 本 隆 一
目白聖公教会	(目白聖公会)	上 田 一 良
小笠原島聖公教会	(未復興)	岩 井 祐 彦
聖愛教会	(聖愛教会)	巽 茂三郎
千住基督教会	(千住基督教会)	山 口 雅 各
三光教会	(三光教会)	今 井 直 道
大森聖公教会	(大森聖公会)	今 井 正 道

北 関 東 教 区 (教会数 23)

(茨城県 5)

日立聖公会	(日立聖公会)	結 城 光 雄
水戸聖公会	(水戸聖公会)	森 讓
下館聖公会	(下館聖公会)	伊 勢 恭 哉
岡田聖公会	(岡田聖公会)	佐 藤 忠 誠
土浦聖公会	(土浦聖公会)	佐 藤 忠 輝

(栃木県 5)

宇都宮聖公会	(宇都宮聖公会)	伴 愛 也
小山聖公会	(小山聖ミカエル教会)	蒔 田 誠
栃木聖公会	(栃木聖公会)	大久保 直 彦
佐野聖公会	(佐野聖公会)	木 村 兵 三
足利聖公会	(足利聖公会)	青 木 義 文

(群馬県 5)

桐生聖公会	(桐生会衆)	青 木 義 文
前橋聖公会	(前橋聖公会)	大 野 敏 之
高崎聖公会	(高崎聖公会)	前 川 四 郎
草津聖慰主教会	(草津聖慰主教会)	山 中 政 三
新町聖公会	(新町聖公会)	前 川 四 郎

(埼玉県 8)

熊谷聖公会	(熊谷聖公会)	伊 東 光 世
幸手基督教会	(幸手基督教会)	伊 東 光 世
大宮聖愛教会	(大宮聖愛教会)	駒 野 義 夫
松山聖公会	(松山聖ルカ教会)	松 村 泰 明
茨島基督教会	(現在はない)	伊 東 光 世
毛呂山聖公会	(毛呂山聖霊教会)	松 村 泰 明
小金井聖公会	(小金井聖公会)	桜 井 健
八王子復活教会	(八王子復活教会)	伊 藤 堅 逸

南 東 京 教 区 (教会数 14)

(神奈川県 3)

山崎聖公会	(聖パウロ教会)	村岡 米 男
逗子聖公会	(聖ペテロ教会)	林 五 郎
秦野聖公会	(聖ルカ教会)	太 田 今朝吉

(千葉県 6)

千葉聖公会	(復活教会)	豊 田 秀 二
福田聖公会	(福田聖公会)	須 貝 止
銚子聖公会	(諸聖徒教会)	清 水 文 雄
茂原聖公会	(昇天教会)	植 村 才 一
大多喜聖公会	(大多喜聖公会)	植 村 才 一
御宿聖公会	(現在なし)	黒 瀬 保 郎

(静岡県 4)

沼津聖公会	(聖ヨハネ教会)	山 崎 亀 三
静岡聖公会	(聖ペテロ教会)	中 野 喜 孝
清水聖公会	(聖ヤコブ教会)	飯 田 鳳 夫
浜松聖公会	(聖アンデレ教会)	村 松 順 道

(山梨県 1)

甲府聖公会	(甲府聖公会)	植 村 信 久
-------	---------	---------

中 部 教 区 内 (教会数 19)

(愛知県 7)

名古屋神愛教会	{ 名古屋市は、 名古屋聖マタイ 名古屋聖マルコ の両教会となる	広 瀬 与 吉
東光教会		林 由 三
名古屋平安教会		大 西 狷 介
名古屋真光教会		林 正 善
豊橋昇天教会	(豊橋昇天教会)	和 久 信 七
岡崎聖公会	(岡崎聖公会)	和 久 信 七
一宮聖光教会	(一宮聖光教会)	中 村 正 善

(岐阜県 2)

岐阜聖公教会	(岐阜聖パウロ教会)	小笠原 重 二
大垣聖公教会	(大垣聖公会)	一 瀬 宗太郎

(長野県 10)

飯田聖公教会	(飯田聖公会)	竹 淵 静 雄
辰野降臨教会	(飯田聖公会)	竹 淵 静 雄
岡谷聖公教会	(岡谷聖バルナバ教会)	竹 淵 静 雄
長野救主教会	(長野聖救主教会)	相 沢 誠四郎
上田聖公教会	(上田聖ミカエル諸天使教会)	相 沢 誠四郎
木曾福島聖公教会	(木曾福島聖公会)	神 崎 永 生
松本聖十字教会	(松本聖十字教会)	神 崎 永 生
諏訪聖公教会	(諏訪聖公会)	竹 淵 静 雄
稲荷山教会	(稲荷山諸聖徒教会)	西 原 新 一
飯山聖公教会	(飯山復活教会)	箭 野 清 作

京 都 教 区 内 (教会数 26)

(京都府, 滋賀県 11)

京都五条教会	(京都聖ヨハネ教会)	大 岡 義 政
京都聖三一教会	(京都聖三一教会)	伴 我何人
桃山基督教会	(桃山キリスト教会)	佐々木 二 郎
下鴨基督教会	(下鴨キリスト教会)	坪 井 弘 国
復活教会	(京都復活教会)	河 崎 直
苑南基督教会	(聖アグネス教会)	岡 島 松太郎
大津聖公教会	(大津聖マリア教会)	中 尾 鉄 三
宮津聖公教会	(宮津聖アンデレ教会)	岡 島 七 郎
彦根聖愛教会	(彦根聖愛教会)	宇 田 梅太郎
新舞鶴基督教会	(新舞鶴聖パウロ教会)	村 田 松之助
加悦聖三一教会	(加悦聖三一教会)	岡 島 七 郎

(三重, 和歌山, 奈良, 3 県 10)

津聖公教会	(津聖ヤコブ教会)	西 田 弥 吉
-------	-----------	---------

上野聖公教会	(上野聖公会)	竹内大關
山田聖公教会	(山田聖公会)	竹内大關
田辺聖公教会	(田辺聖公会)	水谷修三
笠田基督教会	(笠田基督教会)	佐伯博厚
四日市聖公教会	(四日市聖公会)	永田保羅
桑名聖公教会	(桑名エピファニー教会)	永田保羅
岸和田復活教会	(岸和田復活教会)	猿橋二郎
橋本基督教会	(橋本基督教会)	佐伯博厚
五条聖三一教会	(五条聖三一教会)	佐伯博厚
(北陸 5)		
金沢聖公教会	(金沢聖ヨハネ教会)	直川久之助
富山聖公教会	(富山聖ヨハネ教会)	直川久之助
小浜基督教会	(小浜聖ルカ教会)	佐藤時雄
福井聖三一教会	(福井聖三一教会)	大和田功
敦賀基督教会	(敦賀基督教会)	大和田功

神戸教区内(教会数 19)

(山陽 10)		
神戸聖公教会	(神戸聖ミカエル教会)	八代斌助
須磨聖公教会	(神戸聖ヨハネ教会)	八代斌助
明石聖公教会	(聖マリア・マグダレン教会)	末好時信
洲本真光教会	(真光教会)	秋田哲三
呉信愛教会	(呉信愛教会)	片山民治郎
葺合聖公教会	(神戸聖ペテロ教会)	植村義久
昇天教会	(神戸昇天教会)	袴田観一
姫路顕栄教会	(顕栄教会)	中道淑夫
岡山聖公会	(聖オーガスチン教会)	覚前信三
下関聖公教会	(聖フランス・ザビエル教会)	中村弘
(四国 7)		
大洲聖公教会	(現在なし)	加藤九十九

松山教会	(聖アンデレ教会)	加藤 九十九
高松聖公会	(高松聖ヤコブ教会)	覚前 信三
徳島富田橋教会	(徳島インマヌエル教会)	古本 正夫
佐古基督教会	(佐古教会)	古本 正夫
脇町基督教会	(現在なし)	古本 正夫
富岡基督教会	(富岡永生教会)	古本 正夫
(山陰 2)		
米子基督教会	(米子基督教会)	寺本 房吉
境復活教会	(境復活教会)	長沢 四郎

九州教区内(教会数 9)

門司聖公教会	(門司聖救主教会)	秋山 禊範
小倉聖公教会	(小倉インマヌエル教会)	町島 甚兵衛
戸畑聖公教会	(戸畑聖アンデレ教会)	村上 豊吉
八幡聖公教会	(八幡聖オーガスチン教会)	本間 一郎
佐世保聖公教会	(佐世保復活教会)	飯田 佐徳
久留米聖公教会	(久留米聖公会)	中島 朝
大牟田聖公教会	(大牟田聖マリア教会)	樺島 佐市
宮崎聖三一教会	(宮崎聖三一教会)	倉敷 武駿
延岡聖公教会	(延岡聖ステパノ教会)	太田 俊夫

東北教区内(教会数 14)

八戸聖公教会	(八戸聖ルカ教会)	釜 范 東 祐
青森聖公教会	(青森聖アンデレ教会)	
弘前昇天教会	(弘前昇天教会)	中村 信藏
大館聖公教会	(大館聖パウロ教会)	佐々木 正市
能代聖公教会	(能代基督教会)	植松 金藏
秋田救主教会	(秋田聖救主教会)	片岡 常吉
鶴岡聖公教会	(鶴岡聖公会)	片岡 常吉
新庄聖公教会	(新庄聖マルコ教会)	佐藤 公平

山形聖公教会	(山形聖ペテロ教会)	片岡常吉
福島聖十字教会	(福島聖ステパノ教会)	青木伊八
若松聖十字教会	(若松諸聖徒教会)	山本秀治
郡山聖十字教会	(郡山聖ペテロ・パウロ教会)	加藤泰治
白河聖十字教会	(白河基督聖公会)	加藤泰治
日本聖公会米沢教会	(米沢聖ヨハネ教会)	宅間信基

北海道教区内 (教会数 9)

函館聖公教会	(函館聖公会)	野坂保三
有珠聖公教会	(有珠聖公会)	向井山雄
室蘭聖公教会	(室蘭聖公会)	前川真二郎
平取聖公教会	(平取聖公会)	前川真二郎
留萌聖公教会	(留萌聖公会)	松島覚太郎
帯広聖公教会	(帯広聖公会)	木末登
釧路聖公教会	(釧路聖公会)	芥川寿哉
厚岸聖公教会	(厚岸聖公会会衆)	芥川寿哉
網走聖公教会	(網走聖ペテロ教会)	須貝隆

全国総合計	東京教区内	教会数	12	計 145
	北関東教区内	//	23	
	南東京教区内	//	14	
	中部教区内	//	19	
	京都教区内	//	26	
	神戸教区内	//	19	
	九州教区内	//	9	
	東北教区内	//	14	
	北海道教区内	//	9	

合同を肯んじなかったこれらの教会と袂を分って、日本基督教団所属の手続きをして、同教団所属承認書を与えられた元日本聖公会所属の教会は総数77に及んだ。それらの中には、合同の手続きの月日が不明のものもあり、また、必

らずしも同時に手続きをとっていないので、「嵐の跡を顧みて」の編者自らの記した註をも含めて以下に参照することとする。³⁾

(編者西村敬太郎師の註)

次の表は、昭和19年1月15日現在で編者が、「日本基督教団の公報」等を調査し、当時、「基督教週報の改題、基督公教」の主幹として、同誌 第八十四巻 第一号(通算第1995号)に、掲げたものを土台とし、昭和25年(1950年)10月、日本キリスト教連合会幹事、日本基督教団牧師、滝沢清氏(昭和18年、日本基督教団設立当初の同教団総務部主事)を煩わして、日本基督教団所属教会台帳から、写しとってもらった抄本を、参考資料として、作成した。

(付記) 下記の表の中で

- ▷「10.26」とあるのは、日本基督教団に対し、教団所属の手続をとった月日で、2月及び3月のものは、昭和19年。他はみな、昭和18年である。(すなわち、「10.26」は、「昭和18年10月26日所属手続をとったことを表わすものである。)
- ▷また「19. 7.21」とあるものは、「昭和19年7月21日付で、日本基督教団から、教団所属承認書を与えられた。」という意味である。
- ▷月日のないものは、正確な月日の不明のものである。
- ▷なお日本基督教団では、日本聖公会からの加入教会及び教役者を包容するため教団規則の一部を変更し、昭和18年11月15日付、文部大臣の認可を受けた。

(変更の要旨)

「元日本聖公会ニ属シタル教会ガ、本教団ニ属シタル場合ニ於テ、現ニ其ノ職ニ在ル教会主管者及其ノ代務者ハ、夫々之ヲ本教団規則ニ依リ就任シタルモノト看做シ、現ニ其ノ職ニ在ル正教師及補助教師ハ、夫々之ヲ本教団規則ニ依ル正教師及補助教師ト看做ス。」というものであった。

- ▷表中の氏名は、主管者、代務者、または代表者。
- ▷教会の名称では、「日本基督教団鴨川教会(旧鴨川聖公会)」を、「鴨川(鴨川聖公)」のように略記。
- ▷現在教会名は、復帰後の名称。
教区名も、同様。

手続月日	主管者、代務者 または代表者	日本基督教団所属名称	現在教会名称	承認書 年・月・日	現有 教区名
10. 26	遠藤 義光	三原橋 (京橋聖公)	聖パウロ教会	19. 5. 6	東京
〃	小林 貞治	池袋聖公 (池袋聖公)	池袋聖公会	〃	〃
〃	皆川 晃雄	板橋小竹 (板橋聖公)	練馬聖公会	〃	〃
〃	村尾 昇一	東京月島 (月島聖公)	月島聖公会	19. 1. 8	〃

10. 26	後藤文蔵	東京神愛 (神愛)	神愛教会	18.11.23	東京
〃	青木毅三	浅草蔵前 (蔵前聖公)	浅草聖ヨハネ 教会	19. 1. 8	〃
〃	桑田繁吉	大久保百人町 (大久保聖公)	大久保基督教 会	〃	〃
〃	高瀬恒徳	本郷向ヶ岡 (本郷向ヶ岡)	東京聖テモテ 教会	19. 1.12	〃
〃	河合良隆	東京麴町 (麴町聖公)	インマルエル 教会	19. 5. 6	〃
〃	福島国五郎	神田末広 (末廣基督)	神田基督教会	〃	〃
〃	栗飯原 信	阿佐谷武蔵野 (武蔵野)	聖ペテロ教会	19. 7. 3	〃
〃	鈴木光武	世田谷聖十字 (東京聖十字)	東京聖十字教 会	18.10.17	〃
11. 4	内田茂二	みくに (聖救主)	聖救主教会	18.12.15	〃
10. 26	大矢 節	浦和仲町 (浦和諸聖徒)	浦和諸聖徒教 会	19. 5. 1	北関東
11. 17	片田 蔦五郎	日光 (日光真光)	日光真光教会	18.12. 2	〃
10. 26	松原 剛	川越聖愛 (川越基督)	川越基督教会	19. 1.20	〃
〃	松本正雄	市川八幡 (市川聖公)	聖マリヤ教会	18.11.30	南関東
〃	松本正雄	鴨川 (鴨川聖公)	鴨川聖公会	〃	〃
〃	松本正雄	南三原 (南三原聖公)	聖ルカ教会	〃	〃
〃	松本正雄	安房大貫 (安房大貫聖公)	安房大貫聖公 堂	18.11.30	〃
〃	松原喜七	八日市場 (八日市場聖公)	聖三一教会	〃	〃
〃	森 淑次郎	平塚海岸 (平塚聖公)	聖マリヤ教会	19. 4.15	〃
〃	辻井 亨	横浜緑橋 (横浜聖公)	聖アンテレ教 会	〃	〃
11. 9	後藤文蔵	鎌倉小町 (鎌倉聖公)	鎌倉聖公堂	〃	〃
〃	村尾昇一	安房勝山 (勝山聖公)	(現在なし)	〃	〃
〃	村尾昇一	安房北条 (北条聖公)	聖アンデレ教 会	〃	〃
10. 26	八木善三郎	南和歌山 (和歌山聖救主)	和歌山聖救主 教会	〃	京都
〃	八木善三郎	紀南丸栖 (丸栖基督)	丸栖基督教会	〃	〃

10. 26	八 木 善三郎	湯浅広 (広基督)	広基督教会	19. 9. 6	京 都
〃	浜 田 清 夫	南 都 (奈良基督)	奈良基督教会	18.12. 7	〃
〃	浜 田 清 夫	王 寺 (王寺基督)	高田基督教会 百濟伝道所	〃	〃
〃	浜 田 清 夫	龍 田 (龍田基督)	斑鳩基督教会	〃	〃
〃	浜 田 清 夫	北 和 (郡山基督)	郡山基督教会	〃	〃
〃	曾 根 茂 樹	八 木 (八木基督)	八木基督教会	〃	〃
〃	曾 根 茂 樹	田原本 (田原本聖救主)	田原本聖救主 教会	18.12.15	〃
〃	曾 根 茂 樹	大和桜井 (桜井基督)	桜井聖保羅教 会	〃	〃
〃	曾 根 茂 樹	大和高田 (高田基督)		〃	〃
〃	堀 井 治一郎	初島伝道所 (加茂谷聖公)	初島聖十字教 会		〃
〃	側 垣 基 雄	大阪川口 (川口基督)	川口基督教会	18.11.11	大 阪
〃	小 池 俊 男	芦屋愛光 (芦屋基督)	芦屋基督教会		〃
〃	小 穴 藤 雄	大阪今宮 (天下茶屋聖公)	天下茶屋聖公 会	18.12.29	〃
〃	山 崎 貞 一	大阪上本町 (大阪復活)			〃
〃	横 田 道 信	聖 和 (大阪聖救主)		19. 3. 4	〃
〃	伊 墻 八 束	尼崎神愛 (尼崎神愛)		18.10. 7	〃
〃	柳 原 貞次郎	大阪丸ノ内 (大阪丸ノ内基督)		18.12.15	〃
〃	堀 江 光 児	西宮東口 (日本聖公会西宮基督)	大阪聖パウ ロ教会		〃
11. 4	安 部 騰	大阪聖光 (大阪聖光)		19. 2. 4	〃
10. 26	藪 本 竹 次	大阪博愛 (大阪博愛基督)	聖贖主教会	19. 7. 1	〃
11. 4	藪 本 竹 次	富田林 (富田林基督)	富田林聖公会	〃	〃
〃	久 保 登知雄	阪 南 (昭和基督)	大阪聖アンテ レ教会	19. 2. 4	〃
11. 5	松 本 寛 一	堺山ノ口 (堺聖公)	堺聖テモテ教 会	19. 5.13	〃
11. 9	藤 本 寿 作	大阪城南 (城南)	大阪城南基督 教会	18.12.29	〃

11. 9	深 田 直太郎	東住吉 (大阪聖三一)			大 阪
	木川田 正 毅	東 光 (東光基督)			〃
2. 29	寺 本 房 吉	米子西町 ()	米子基督教会	19. 7.21	神 戸
11. 11	横 田 金 熊	撫 養 (撫養基督)		19. 1. 7	〃
11. 4	大 原 辰 三	松江殿町 (松江基督)	松江基督教会	18.12.20	〃
〃	小 池 耕 造	浜田殿町 (浜田基督)		〃	〃
10. 26	深 井 渙 二	広島大平町 ()	広島復活教会		〃
11. 16	秋 友 金 次	直方殿町 (直方聖公)	直方基督教会		九 州
10. 26	中 尾 ヤ ス	大分東 (大分聖公)	大分聖公会	19. 2.27	〃
〃	森 俊 治	別府野口 (別府聖公)		18.11. 7	〃
〃	森 俊 治	福岡城東橋 (福岡中央)		〃	〃
〃	神 吉 定 憲	福岡博多 (博多聖公)		〃	〃
〃	松 岡 安 立	長崎大村町 (長崎聖公)	長崎聖三一教 会	〃	〃
〃	松 岡 安 立	対 馬 (嚴原聖公)	嚴原聖ヨハネ 教会		〃
12. 29	天 野 徳 丸	南鹿兒島 (鹿兒島復活教会)	鹿兒島復活教 会		〃
11. 17	天 野 徳 丸	大 口 (大口聖公)	大口聖公会		〃
11. 26	小笠原 三 郎	熊 本 (熊本聖三一教会)			〃
10. 26	村 上 秀 久	盛岡城北 (盛岡聖公)		18.12. 7	東 北
〃	村 上 秀 久	釜石神愛 (釜石神愛)		〃	〃
11. 17	瀧 口 三 郎	仙 台 (仙台聖公)		19. 2.24	〃
10. 26	長 沢 義 正	札幌北八条 (札幌聖公)		18.12.31	北海道
〃	岩 田 慶次郎	小樽東雲 (小樽聖公)		19. 2.24	〃
11. 5	遠 藤 榮	利 別 (利別聖公)			〃
10. 26	高 橋 俊 夫	夕張鹿ノ谷 (夕張聖公)		18.12.31	〃

10. 26	木村信一	旭川栄町 (旭川聖公)		北海道
〃	荒木蕃三	石狩深川 (深川聖公)	18.11. 5	〃

日本基督教団加入の教会教役者数表

教 区 別	教役者数	教会数
東 京	13	13
北 関 東	3	3
南 東 京	4	9
京 都	4	12
大 阪	15	16
神 戸	5	5
九 州	7	10
東 北	2	3
北 海 道	6	6
中 部	0	0
合 計	59	77 ³⁾

このように、聖公会を二分したかたちで日本基督教団に合同することが実現されたのであるが、合同に参加した教会、教役者ならびに信徒たちの意図は、政府の圧力に屈したものであるというより、むしろ、この合同して新たに誕生する教会の中に、聖公会の血脈を残そうとするものであったことを私は特に強調しておかなければならないと考えるものである。

すなわち、日本キリスト教団との合同に際して日本聖公会側が特に主張したことは、主教の職位に関する問題であったことは⁵⁾論ずるまでもない。一方においては、わが国にプロテスタント信仰の伝えられた当初より、邦人キリスト者たちの意識の中にあられされてきた一致してわが国の福音宣教に従事しようとする動きがあり、宣教師の所属する母教会の枝としての日本の諸教会の発展をめざすことよりも、むしろ、日本独自の超教派教会を創出しようとする、いわゆる日本基督公会の設立をめざしたエキュメカル・マインドに立脚せる努力が継承されていた⁶⁾。また、他方においては、世界のキリスト教会の動向は、19世紀後半から始まったエキュメニカル・ムーブメントは、今世紀に入るや急速に進展し、日本聖公会においても、その連らなるところのアングリカン・コ

ムユニオン⁷⁾の交りの中から提起されたものだけを取りあげて見ても、数次のランベス会議⁷⁾や、南インドにおける合同教会の実現をめぐる諸問題⁸⁾、等との関係で、教会一致の推進は焦眉の重大関心事であったし、盛んに論議されて来たところでもあった。

また、1888年のランベス会議において提示されたところの、いわゆるランベス四綱領⁸⁾は、爾来、聖公会が他の諸教会との合同をはかる場合の基準と考えられ、とりわけ、主教職の問題は、ロマ教会との間においても⁹⁾、またプロテスタント教会との合同問題においても¹⁰⁾、ひとしく論議の的となったところであって、日本聖公会の日基教団への合同問題に際しても慎重な論議が交わされたのである。

七人の主教の按手の問題

さて、日本聖公会の日基教団に合同せるものと非合同の態度を貫こうとしたものの実情については、すでに、八代主教所蔵の西村敬太郎師の編纂せる「嵐の跡を顧みて」の記録によって概観したところである¹¹⁾。昨日まで一体となって本邦の福音宣教に力を合わせてきた教会のうちの三分の一のものが袂を分って、一方は日基教団の中に合同し、他の三分の二が、単立教会としての道を辿るということは、いずれの側の教役者ならびに信徒にとっても悲痛な決断であったことは否めない¹²⁾。

しかしながら、昭和18年8月には、日基教団に合同加入せる七人の元日本聖公会の司祭たちが、主教按手を受領し、より一層複雑な問題が生起するに至った。「日本聖公会百年史」は次の如く記している。

昭和18年8月24日、聖バルトロマイの聖日大阪市聖救主教会で、名出主教は松井、柳原両主教の助けを得て左の七師に主教の按手をした。

大阪教区 藤本寿作師、松本寛一師、横田道信師

京都教区 八木善三郎師

東京教区 高瀬恒徳師、村尾昇一師、後藤文蔵師

右の諸師はすでに日基教団に加入した後のことであつたから、もちろん日本聖公会各主教との連絡もなく、従つて主教会の承認、全教会の代禱を得ることなく、管轄すべき教区を持たぬ主教聖別であつた。

その按手がこのようにイレギュラーなものではあったが、その按手の動機には当時の特殊な事情があったことを認めなければならない。すなわち、すでに弾圧下において各個別々の単立教会としてしか存在を許されない日本聖公会は日本国土内に存立が危ぶまれる。

i そして新しく生れた日本基督教団は歴史的な主教職を持たずこれを与えるものは聖公会主教しかない。

ii しかるに教団に加入した3人の主教中2主教はすでに老齢で、歴史的な主教職維持のためには、必要な最小3名の主教職維持を心掛けなければならない。

というのがこの按手の本来の目的であったという。¹³⁾

さて、この日本聖公会百年史の記事と関連するところを八代斌助主教による「日本聖公会稗史・昭和17年度(4)」は次の如く記している。

……かくて10月12日大阪教区は合同を声明した。

さてそこで佐々木鎮治主教は、名古屋の自宅に、全監督を召集した。集るもの、名出、松井、佐々木鎮治、柳原、八代、蒔田、佐々木二郎、須貝、前川の9主教が集った。佐々木(鎮)監督は心臓も悪く、涙もろくなっている。すぐ泣く。無理もない。声涙偕にくだるという奴だ。名出、柳原両監督は已に合同を決意してられる。松井監督は堂々と聖公会の主張をしている。反って名出、柳原両監督と意見をたたかわしたりしている。然し最後の署名の時には、「私は署名しません」といい出す。思想の科学研究会編「転向」には次のように記している。

(1) 信条を有せざる基督教団との無条件合同は聖公会の拠って立つ所と相悖る事明白なり。教会にしてキリストの啓示を基とするに於ては之が信条を無視すること能はざればなり。

(3) 皇国基督教確立に対する吾人の熱意は決して人後に落ちるものにあらず。然れども基督教たらんが為には教会の本質を除外して大同団結によりてのみ全うせらるるものに非ず。之吾人が所信を堅く主張する所以なり。

(5) 大阪教区の運動に呼応して合同したる者は自ら其の聖職位を解消したるものと認む。

昭和17年11月6日

総裁代務者 佐々木鎮治

八代斌助, 蒔田 誠, 佐々木二郎, 須貝 止, 前川真二郎 (肩書略)

「(2)(4)(6)は略す」(356頁)¹⁴⁾

つまり、昭和17年11月6日の日本聖公会主教会は、9名の主教出席のもとに協議し、6名の主教たちの署名をもって、日基督教団との合同に加わることが真の教会の生命を維持することにはならない旨の聖公会の立場を表明したのである。また、同時に「この合同に参加せし者が、自ら聖職位を解消したものである」と言明している。

したがって、前記日本聖公会百年史からの引用文中に示したところの7人の司祭の主教按手の問題において、その目的とするところとは大きくかけ離れた疑問点が生ずることとなるのである。すなわち、日本聖公会の祈禱書に則して行なわれる主教の按手聖別者が、聖公会の司祭であるべきことは当然のことである。しかるに、これらの司祭たちも、また司式主教ならびに補式主教たちも、それぞれ正式に聖公会の司祭として、また、主教として按手、聖別されてその職位に在った方々ではあったけれども、すでにその前年に日基督教団との合同に加わることによって聖公会の聖職位を離脱して、日基督教団の所属教会の牧師となった方々であるし、その上、日基督教団の中で聖公会の教区主教の如く教区を統轄するという機能を保持することが出来るという保障は存在していなかった。

それに加えて、主教按手の場合には、全聖公会にその主教按手のことを伝えて代禱を乞うことが慣例となっているのにも拘らずこれを実行していなかった。こうした事情について、八代主教は次の如く記している。

合同の連中は、名出、松井も老齡であるし、合同教会内に「主教連」を継続させようとしたというし、3人の主教(名出、松井、柳原)が聖公会の祈禱書によって按手したのだから、按手された人達は、主教には違いないが、公会の代禱を求めているし、主教になった御方達にオフィス(禱)が与えられないのだから、イレギュラーなことには間違いないのだ。¹⁵⁾

誰の眼にもイレギュラーと映ずるこのような主教按手に踏み切った合同派の人々の見解と、現実に日基督教団の中で旧長老派教会や旧メソジスト、旧組合教

会などの非聖公会系の教職や信徒の考えの違いのあったことは否めないのではないだろうか？ すでに見てきた如く、「合同派は、合同にあたって聖職位、ことに監督職を可能的多数合同教団に持ち込む必要を認め¹⁶⁾」ていたのであるし、「新しく生まれた日本基督教団は歴史的な主教職を持たずこれを与えるものは聖公会主教しかないのにもかかわらず、教団に加入した3人の主教中2主教はすでに老齢で、歴史的な主教職維持のためには、必要な最小3名の主教職維持を心掛けなければならない¹⁷⁾」という事情によるものであった。

この場合における「聖職位、ことに監督職を可能的多数合同教団に持ち込む」とか、「歴史的な主教職を新教団に与えるものは聖公会主教しかない」という言葉の意味を明らかにしておかなければならない。

そもそも、キリスト教会において、信徒(Layman)と教職(minister)との間に職能の違いの存することを否定するものはない。しかしながら、すべての信徒がその時その時の奉仕の中で祭司の役割りを演ずることが出来ると思えるものと、たとえ信徒の働らきの中に祭司的役割りを分担することがあったとしても尚それぞれの職務が異っていて聖職位にある者のみが牧者的権能を発揮し得るのだという考え方に立つ教会とが存在している。そして、いわゆるプロテスタント系諸教派に属する教会は前者の考え方に立ち、いわゆるカトリック系の教会は後者の立場をとるのである。そして、ロマ教会、正教会と同様聖公会もまたオフィス(聖務・公禱)を行う権能をもつものとしての聖職位を保持している¹⁸⁾と考えるというのが聖公会の主張である。したがって、日基教団に合同するに際して積極的に合同に参加すべきことを主張した人々が、

○日本基督教団は純然たる国民的発足をしようとしているが教会の生命たる普公性を欠く、是に普公性を与うるは我が聖公会のみ、是は更に天主公教会との再一致実現への途を開くものである。

○我国に於て始めて教会は一つになり得る。そしてその母体は日本基督教団を措いてはない。かくして生れたる教会の根本的性格は国民的普公教会たる事である。是は歴史的監督職を持つべし、然してその為には聖公会が同教団に是を捧げる他に途はない¹⁹⁾。

という様に考えるのは無理からぬことであった。

5. 南インド教会との比較

そもそも、このように合同して発足する新教会の中に、ex-Anglican によって聖公会の保持してきた歴史的な主教職 Historic Episcopate を継承出来ると考え、そのような方向で教会合同の試案の検討を進めていたのが、南インドの教会であり、その経過については常に日本聖公会のみならず、日基督教団に参加せる他の諸教会に於いても当然熟知されている筈のことであった。南インド教会 the Church of South India が実際に合同教会として発足するに至ったのは、1947年（昭和22年）9月27日のことであるから、嘗ては²⁰⁾アングリカン教会、長老派教会、或はメソジスト教会、組合派教会としてインドの宣教に従事していた教会が、一つの新しい合同教会の中に消滅して行くための準備を進めつつあったわけである。²¹⁾したがって、日本のキリスト教諸派にしても当然のことながら南インドの教会合同案 the Scheme of the Church of South India についての意見は交わされておったと考えられる。

日本聖公会においては、少くとも1908年のランベス会議以来、南インドに於ける教会合同については関心を払って来たところである。²²⁾

南インドに於ける教会合同は、1901年スコットランドとアメリカとにそれぞれ本部をもっていた二つの長老派教会が、南インドに於ける福音宣教を一致のもとに行うべく合同したことに端を発し、この合同教会が1908年には組合派の系統をひく諸教会と合同することによって南インド統一教会 the South India United Church を形成し、長老派、組合派系の諸教会が新教会の中にその姿を消して行ったのである。さらに1912年には、南インドにおける全宣教師たちの会議が教派的背景を越えて開催され、それを契機として各派協調の歩みが進められ、1919年には、上記の南インド統一教会とアングリカン教会、メソジスト教会、ルーテル教会等々の代表者たちに教会合同協議会 Church Union Conference が²³⁾トランクエバールで開催された。

こうして南インドにおける教会合同の実現間近しと思われたのであるが、私が嘗てこの教会の合同問題と聖公会の聖職位の問題を取り扱った一連の論文の中で取扱った時に明らかにしたように、²⁴⁾この協議会に際して発表された声明と提案に関して重大な困難事が生じたのである。その困難事というのは、本論文において検討を加えつつある日本基督教団との合同に際して、合同賛成の人

々も、合同に参加すべきでないとする人々も、ともに日基教団の中に聖公会の命脈が継承され得るか否かについて慎重なる考察と信仰的決断の必要を感ぜられたものと相通ずる意味あいをもった重大事であった。

「合同は神の御意である」(“Union is the Will of God”)という断言で始められ、「人類の五分之一を占めるインド人とともにキリストのためのインドの勝利という大使命を負わされているキリスト教会が、分裂によって無力なものとされている現状を脱却して、教会に対する神の御意である合同に向って邁進し如何なる冒険をも敢えて克服するならば、神は教会を祝福し給うであろう」と述べた協議会声は、合同教会がランベス四綱領を容認することを提案したのである。

ランベス四綱領は改めて説明するまでもなく、²⁵⁾ 聖書、信仰告白、聖奠および聖職位の四つのものを教会にとって必須のものであるとする宣言である。この四項目の中の聖書、信仰告白ならびに聖奠については、長老派教会、組合派教会の流れを継承する南インド統一教会においても、メソジスト教会、ルーテル教会においても重要視されていることからであるだけに受け容れ易い問題であった。しかるに、こと歴史的聖職位に関わるものとして「使徒時代より継紹した主教、司祭、執事の3職位を確守する」という条項になると、それぞれの教会の認識の程度や意識の度合いが全くまちまちであって仲々まとまりがつかなかった。したがって、各教会から調査研究のための共同委員を出して協力しながら合同に至る相互理解の手がかりを横索させ、遂に、1929年に至って「南インドにおける教会合同周案」The Proposal Scheme of Church Union in South India が始めて公刊され、これで実現可能かと思われた。しかるに、この合同案に対する旧組合派の人たちから、主教職を受け容れることによって彼らの有する個々の地域教会が独立自治を行って教会自ら牧師を選ぶという特性を奪ってしまうかも知れないという疑いから、更に慎重に検討を加えるためにその合同加盟の決断を1950年まで延期することとなった程である。²⁶⁾

聖公会の側では、1930年に開催されたランベス会議でこの合同案を推進することを容認し、さきに独立していたインド、ビルマ、セイロン聖公会が新しく生まれんとする合同教会の信仰と職制のために進んで貢献すべきことを示唆したのである。²⁷⁾ しかし、このように積極的に合同推進をはかるべく努力した南イ

ンドの聖公会の主教たちは、合同教会とそれぞれの教会の母教会、聖公会にあってはアングリカン・コムニオンとの間に如何なる関係を保つことになるのかという、いわゆる合同陪餐 *inter communion* の問題についての結論を出し難く、遂に1947年までその決断を保留することとなったのである。しかも、この相互陪餐の問題は、ロマ教会をも含めた世界的趨勢のもとで、エキュメニカル・ムーブメントが大きく進展せしめられた1950年代になって始めて、アングリカン・コムニオンに連なる諸教会と南インド教会との間に完全相互陪餐 *full inter communion* が承認されるに至ったのであるから²⁸⁾、1901年に教会合同の発端が開かれて以来、思えば半世紀もの長い年月に亘って努力を続けてきたことになる。

このように、教会合同に際して新しく生れ出る合同教会に聖公会の聖職位を継承せしめようとするのが、日本聖公会の合同賛成派の人たちの意図であったことは想像に難くないし、7人の主教の按手も同じ目的のもとに行なわれたものである。合同した3人の主教のうち名出主教と松井主教が老齢であるために若い主教を得ることの必要性は、南インド教会がその発足の際に按手を受けて聖公会の聖職位を承継いだ聖職たちによって30年後の1977年には、殆んど完全に使徒的聖職位を保持することになる²⁹⁾、ということを経験に入れてのことであつたといふ得るのではないだろうか。

しかしながら、日本の教会合同の場合においては、日基督教団に参加した聖公会以外の諸教会が南インドにおける程には聖公会の聖職位に対する認識に欠けていたし、その必要性をそれ程重要なものと考えなかった。都田恒太郎氏は当時の日記を読み返してみても、合同委員が聖公会側との交渉のために、当時あまりにも多くの時間を費やしたことに驚いているのであると述べ、次の如く記している。

日本聖公会側の主張の要点は、「使徒継承, *Apostlic Succession*」問題にあった。使徒以来続いて来ている監督職 (*Bishop*) が正当に継承せられる教会であつてほしいとの要求であつた。その要求を論じつめていくと、でき上がってくる合同教会の主脳者は使徒継承をもって来ていると主張する聖公会の監督によって按手が行なわれることが、条件とされるのであつた。熱海に集まっていた合同草案作製委員たちはもちろん、この聖公会の申し出を聞き

入れることができなかつた。そこで交渉は切れてしまったわけである。³⁰⁾

と。

歴史の推移において「もし……が起こらなかつたら」という仮設はたてられないのであるが、それだけに、エキュメニカル・ムーブメントに積極的な役割りを演じてきたアングリカン・コムニオンに連る日本聖公会が総力をあげて合同問題に取り組んだのにも拘らず、合同教会に継承されるべき使徒職の問題は残念ながら、上記都田氏の日記に見られる如く、聖公会が徒らに新教団の中での主脳たらんとしたの申し出としか受け取られていなかった。聖公会のこの申し出が、南インド教会の誕生、あるいは、その後進展せるオーストラリア教会やナイジェリア教会の合同案に見られる如く、聖公会は新しい教会の中に完全に消滅し去って、使徒職を保持する合同教会が成長して行くことを願う真意は、遂に日本基督教団との合同問題においては汲み取ってもらうことができなかつたのである。

そのため、大部分の教会と聖職が非合同の側にとどまり、三分の一の教会ならびに聖職がこれと袂を別って教団との合同に参加するという聖公会を二分する悲しむべき出来事が起つたのである。それに加えて、猶も日基督教団の中に歴史的な主教職を保持せしめようとして前記7人の主教按手が実行に移されたのである。

この主教按手にしても、もと聖公会に属していた聖職・信徒が教会の生命に関わるものと重視していた意味さえも他教派の人たちには理解されていなかったと思われる。むしろ、長い年月を費やして論議し、教会の生命と使命を十分に点検する中で交渉が進められるべきことは、南インドをはじめとして他の教会においては半世紀の長年月を費やして合同を実現したのに反して、戦時下の軍閥政府の弾圧ならびに強力な指導のもとに進められたものであるだけに、この問題に時機尚早の憾みを感じずる次第である。

たしかに日本基督教団の合同に際して、参加せる全ての教会の賛同を得られるような信仰告白、礼拝式文、洗礼ならびに聖餐の教理および合同せる諸教会の母教会や兄弟団体との交り (inter communion) の問題などに関する明確な表明に欠けるところがあつたし、その故にこそ、戦後、日基督教団を離脱してもとの教会に復帰する教会が出現したのである。

日本聖公会もまた戦後、日基教団に加盟したものの復帰を得て一つの教会として再発足したものの一つであるが、復帰に際して乗り起えなければならない幾つかの重要問題が存在しておいた。復帰に伴う諸問題については稿を改めて論ずることとする。

註

- 1) 当時の日本聖公会教務院長故西村敬太郎司祭の編集された「日本聖公会の試練・嵐の跡を顧みて」は、現在筆者の手もとに、二通りのものがある。その一つは、故八代斌助主教から閲読せて頂いたものの写しであって、戦後間もない時期に、ガリ版印刷で配布されたものである。この小冊子は、目次を含めて50頁のものであって、「教会合同の問題」から始まっている。もっとも、その“目次(つづき)”と記してあるところから、この小冊子の前編ともいべきものが存在していたことを覗き知るのであるが、筆者はいまだその実物を披見していない。

いま一つは、西村敬太郎司祭の一周忌に際して、夫人西村静代姉が活版印刷として知友に配布されたものであり、これには、前者に集録されたものの前に、「前文日本聖公会の公式記録のない(トンネル)時代」、「序文」、「日本聖公会教団設立の問題」、および、「日本聖公会の法的在り方」の四つの章が編入されている。

この前者にはなくて、後者に編入されている部分は、前者が印刷配布された時には別の小冊子として配布されたものと考えられる。幸いにして、後者は、東京教区聖アンデレ教会牧師、今井丞治司祭の好意によって入手したものであることを記して感謝の意を表す。

- 2) 上記「嵐の跡を顧みて」40~47頁。

- 3) 同上、49—53頁。

- 4) すなわち、当時日本聖公会総裁監督であった名出保太郎師が、聖公会が教団として認可されぬ場合、単立教会としては、存立上さまざまな困難のあることを悟っていたし、同監督が日本聖公会成立の第一総会に出席した一人として、当時の聖公会が提唱した日本民族による一致教会を理想としたことなどもあり、教会の合同に対して不賛成を唱え得なかった。

日本聖公会大阪教区歴史編集委員会編、「大阪教区五十年史」、昭和49年2月、日本聖公会大阪教区発行、134頁。

この場合、「聖公会が教団として認可されぬ場合、単立教会としては、さまざまな困難のあることを悟っていた。」という文言に含まれているものが、政府の圧迫や事局の推移といった外的なものよりも、私は、寧ろ、教区主教の統理指導のもとに内的生命を維持すると考えられている聖公会の教区と教会との有機的な結合を抜きにした単立教会が存在し得るのかという問題であった。また、日本聖公会成立の第一総会当時の事情については、「日本聖公会百年史」(C. H. N. S. K. K. と略記することは本論集第10号所掲) 109頁以降に詳細に記述されているところである。

- 5) 都田恒太郎著「日本キリスト教合同史稿」, 昭和42年12月, 教文館, 271頁。
- 6) C. H. N. S. K. K., P. 110。比屋根安定著, 日本基督教史, 昭和24年12月, 教文館, P. 294f.
- 7) 1867年, 時のカンタベリー大主教 Longley によって開催された全アングリカン・コムニオンの主教たちの会議であるランベス会議は, この時(本文中の日基教団への合同がなされた昭和17年)までに, すでに, 1878年, 1888年, 1897年, 1908年, 1920年, 1930年と, 7回を数え, その中で, 積極的なエキメニカル論議が交わされてきている。(拙論, 第一回ランベス会議, 本学社会学論集, 第3巻第1号, 1970年)。
- 8) このランベス四綱領(The Lambeth Quadrilateral)については, Louis A. Haselmayer, Lambeth and Unity, 1948, に詳細に説明されており, 拙論「南インドにおける教会合同の経過とその問題」, 立教大学神学年報第五号, 昭和32年, P. 478において, また, 「黎明期のエキメニカル・ムーブメント」を取り扱った一連の拙論(本論集第4号, 第6号, 第7号, 第8号)の中でも触れたところであるが, 八代斌助主教は, その死去される前年の大齋講話でこれを取り上げられ, 後, 小冊子にして印刷配布されている。
- 9) 拙論「エキメニカル運動黎明期におけるロマ教会と聖公会」, 本論集第8号, 1972年, P. 144。
- 10) 南インド教会が成立するまでに, 約半世紀を費やすこととなったのも, 聖公会側の主教職に関わる問題を含んでのことでありました。
- 11) 本論文 P. 31。
- 12) 前掲, 大阪教区五十年史, P. 139。「ミカエルの友」第73号, 昭和36年6月, P. 3。
- 13) C. H. N. S. K. K. P. 195—196。
- 14) 「ミカエルの友」第74号, 昭和36年7月, P. 7—8。C. H. N. S. K. K. P. 193。
- 15) 「ミカエルの友」第75号, 昭和36年8月, P. 5。同頁には, ここに引用したものに続いて次の如き記事がある。

時は18年8月24日聖バルトロマイの日所は大阪聖救主教会。人物は大阪の藤本寿作, 松本寛一, 横田道信, 京都の八木善三郎, 東京の高瀬恒徳, 村尾昇一, 後藤文蔵の7人であった。大阪の松本主教, 京都の八木主教(佐々木主教選挙を争った人), 東京の3人などは, 確かに有能の人物だ。村尾は得難い学者だし, 高瀬の牧会も高くかわれねばならぬ。

ところが事実は合同の陣営にも相当の問題を起したのだ。東京の桑田長老は, 「俺にも按手せよ」とばかり某月某日, 東京で主教になって終ったのだ。

九州の森司祭の所には, 電報が遅くついてとうとう主教になれなかったという。これが将来の大きな問題を生んだのだ。東北の村上司祭の所にも電報が行ったとか, 真偽の限りは分らない。

ここには本文中に記した7人の主教の他に按手を予定されていた人々があったこと, その按手の日時や按手式司式主教も明らかでない形で主教になった人のあったことを記しているが, 本論文では戦後の復帰の問題との関連から, 変則的ではあっても聖公会主教按手としての妥当性を有する7人の主教の問題に焦点を絞ることとする。

- 16) 前掲, 大阪教区五十年史, P. 140。
- 17) C. H. N. S. K. K. P., 194。
- 18) 拙論, 「エキュメニカル運動黎明期における聖公会と東方教会との関係」, 本学キリスト教論集第7号, P. 73 ff. および, 拙論「エキュメニカル運動黎明期におけるロマ教会と聖公会」本学キリスト教論集第8号, P. 135 ff.
- 19) C. H. N. S. K. K., P. 194。
- 20) J. E. L. Newbigin: *The Reunion of the Church*, 1948, SCM, New Revised Edition 1960, P. Vii
- 21) A. E. J. Rawlinson; *The Church of South India*, 1951, SCM, P. 14。
- 22) R. Davidson; *The Five Lambeth Conference*, 1920, S. P. C. K., P. 481 f.
H. J. フォス: 一千九百〇八年ランベス宮殿監督会議の教書, 明治42年, P. 27以下。
- 23) Rawlison: *op. cit.* P. 20f.
- 24) 拙論: "Anglican Claims and Contributions toward the Ecumenical Movement appeared in the Scheme of the Church of South India," 1953, および, 前掲「南インドにおける教会合同の経過とそ問題」P. 473。
- 25) 一連の拙論の中である時は本文のみを, ある時は必要に応じて歴史的背景なども含めて説明を加えて来たので, 必要とあれば, 本学キリスト教論集, 松蔭短期大学紀要, 立教大学神学年報所掲の拙論を参照されたい。
なお, 本文は日本聖公会要覧にも毎年必らず掲載されている。
- 26) Ruth Rouse & S. C. Neill: *A History of the Ecumenical Movement 1517—1948*, 1954, S. P. C. K. P., 471。
- 27) *Report on the Unity of the Church*, 1930, S. P. C. K., P. 124。
- 28) 1955年7月, カンタベリーならびにヨークの聖職議会 Convocation において承認。
Church Information Board, Ed.; The Church of South India being the United Report of the two Joint Committees of the Convocations of Canterbury and York, 1955。
- 29) Newbigin: *op. cit.* P. 7。
- 30) 都田恒太郎, *op. cit.* P. 271。